

## 令和6年度地方創生効果検証部会 次第

日時：令和6年8月27日（火）14:00～16:00

場所：茨城県庁10階 政策企画部会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) デジタル田園都市国家構想交付金事業に係る効果検証

(2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した  
事業に係る効果検証

4 閉 会

### 《配付資料一覧》

○次第、タイムスケジュール、委員名簿、部会設置要綱

- |     |   |
|-----|---|
| 資料1 | デジタル田園都市国家構想交付金に係る効果検証について                                  |
| 資料2 | 令和5年度デジタル田園都市国家構想交付金 事業一覧及び評価総括表                            |
| 資料3 | 令和5年度デジタル田園都市国家構想交付金 事業効果一覧                                 |
| 資料4 | 令和5年度デジタル田園都市国家構想交付金 評価書                                    |
| 資料5 | デジタル田園都市国家構想交付金の効果検証に係るご意見等について                             |
| 資料6 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の<br>効果の検証について                |
| 資料7 | 新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金効果検証 事業一覧<br>【令和3年度、令和4年度及び令和5年度実施計画分】 |
| 資料8 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生地方創生臨時交付金を活用した<br>事業に係るご意見等について           |

令和6年度地方創生効果検証部会 タイムスケジュール

時間	内容・事業名	種別	課名	資料4 ページ
14:00	開 会			
	挨 拶			
	全体説明			
14:11	議事（1） 第1部			
	1 つながる茨城チャレンジフィールドプロジェクト	推進	計画推進課	p.2
	2 県北ニューツーリズム推進事業		県北振興局	p.4
	3 続・ひたちなか大洗リゾート構想推進事業 ～オンリーワンの稼げるリゾートを目指して～		地域振興課	p.6
	4 スタートアップ・エコシステム拠点都市推進事業		技術革新課	p.7
	5 いばらきサイクルツーリズム推進強化事業		スポーツ推進課	p.8
	6 ポストコロナ観光消費拡大事業		観光戦略課	p.10
	質疑応答（20分）			
15:00	議事（1） 第2部			
	7 いばらきeスポーツ産業創造プロジェクト	推進	産業政策課	p.12
	8 外国人材活躍促進事業		労働政策課	p.14
	9 プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業		労働政策課	p.16
	10 UIターン・地元定着支援強化事業		労働政策課	p.17
	11 高度IT人材等育成・新事業創出支援事業		産業人材育成課	p.19
	12 リスキリング推進事業		産業人材育成課	p.20
質疑応答（20分）				
15:48	議事（2）			
	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	臨時	計画推進課	
	質疑応答（10分）			
16:00	閉会			

※推 進：デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）

臨 時：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業

## 地方創生効果検証部会委員名簿

No	氏名	所属等
1	跡部 悠未	東京農工大学未来価値創造研究教育特区 准教授
2	清山 玲	茨城大学人文社会科学部 教授
3	高木 真矢子	合同会社JOYNS 代表社員
4	高田 真理	(株)常陽銀行
5	吉田 勉	常磐大学総合政策学部 教授

(50音順、敬称略)

## 地方創生效果検証部会設要綱

### (趣旨)

第1条 本県の地方創生に関する施策等について、より効果的な推進に資するため、茨城県総合計画審議会条例（平成6年茨城県条例第4号）（以下、「条例」という。）第6条第1項の規定により、地方創生效果検証部会（以下、「部会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地方創生関連の交付金事業に係る効果検証に関すること。
- (2) その他本県のまち・ひと・しごと創生に関する施策等の効果検証に関すること。

### (構成)

第3条 部会の構成員は、条例第6条第2項の規定により、茨城県総合計画審議会の会長が指名する。

2 構成員の任期は、茨城県総合計画審議会委員の任期としての任期と同じ期間とする。

### (部会長)

第4条 部会には、委員の互選により部会長を置き、部会長は会務を総理する。

2 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (専門委員)

第5条 部会は、条例第6条第3項の規定により、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

### (構成員以外の者からの意見の聴取)

第6条 部会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者からその意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 部会の庶務は、計画推進課において行う。

### (委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営その他について必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要項は、令和3年7月29日から施行する。